

(事務連絡)

平成24年11月15日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長

MARPOL条約附属書V改正に伴う海洋汚染等及び海上災害の防止
に関する法律関連法令の改正（船舶発生廃棄物関係）について（通知）

国際海事機関第62回海洋環境保護委員会において、MARPOL条約附属書Vの改正が行われ、食物くず等海洋環境に有害でないものを除く船内発生廃棄物の海洋への排出の原則禁止や、船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置かなければならない対象船舶の拡充等の規制強化がなされました。本改正は、平成25年1月1日から適用されます。

既に、上記改正内容を国内法で担保するため、別添1のとおり、海防法等の一部を改正する法律が本年9月に成立しており、今後、別添2の方向で、関連政省令の改正を本年中に行う予定です。現在パブリックコメントの終了前（関係政令については本年12月14日まで、関係省令については、本年11月29日まで実施中）ですが、周知の徹底を図るため、予備的にお知らせをすることといたしました。

つきましては、本改正の適用開始に向け、関係各位へのご周知を含め、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

なお、関連政省令の公布時には、改正内容について再度ご連絡いたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課

田中 嘉郎

TEL : 03-5253-8267（直通）



改正後	改正前
<p>第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制</p> <p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出（政令で定める廃棄物の排出に限る。）であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの</p> <p>三〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制</p> <p>（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第六号において</p>	<p>第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制</p> <p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物（政令で定める廃棄物を除く。）の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの</p> <p>三〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制</p> <p>（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第五号において</p>

「油等」という。)を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一 (略)

二 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出(第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物の排出に限る。)であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

三・四 (略)

3・4 (略)

「油等」という。)を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

一・二 (略)

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一 (略)

二 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物(第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物を除く。)の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

三・四 (略)

3・4 (略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律関係法令の改正について

1. 改正の概要（予定）

(1) 海防法施行令の一部改正（別添2参考1参照）

- ①海防法第10条第2項第2号の政令で定める廃棄物を「食物くず」と規定するとともに、排出海域及び排出方法に関する基準を定める。（海防法施行令第4条及び別表第2の2関係）
- ②海防法第10条第2項第3号の政令で定める廃棄物について、貨物残さ、動物の死体、洗浄水等を定めるとともに、排出海域及び排出方法に関する基準についても改める。（海防法施行令第4条の2及び別表第3関係）

(2) 海防法施行規則及び船員法施行規則の一部改正（別添2参考2参照）

- ①「貨物残さ」について新たに排出基準を定める。
- ②「汚水中に含まれる物質」について新たに排出基準を定める。
- ③船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置くべき船舶について「総トン数400トン以上の船舶」を「総トン数100トン以上の船舶」に拡充する。（規則第12条の3の3関係）
- ④船舶発生廃棄物記録簿の様式を改正する。（規則様式第1の5関係）
- ⑤総トン数400トン未満の船舶であって、船舶発生廃棄物記録簿に関する「事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出作業」を行った場合に、その旨を航海日誌に記載する旨を追加する。（船員法施行規則第11条第2項関係）

2. スケジュール（予定）

公 布：平成24年12月21日（金）

施 行 期 日：平成25年 1月1日（火）

3. 改正の主なポイント

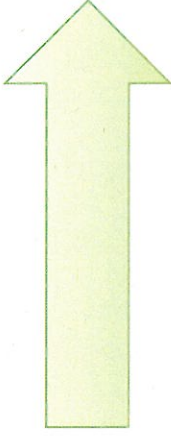
- (1) 船員の日常生活に伴い生ずる廃棄物について食物くずしか排出できなくなる。（紙くず、木くず、金属くず、焼却灰等の排出禁止）
- (2) 貨物残さについて、「水生環境有害性」（GHS基準による）を有するもの及び「廃プラスチック類」等を含むものは排出できない。
- (3) 汚水について「発がん性」、「生殖細胞変異原性」、「生殖毒性」（GHS基準による）を有するもの及び「海洋汚染物質」を含むものは排出できない。
- (4) 上記（1）～（3）その他の改正により、「船舶発生廃棄物汚染防止規程」（規則第

平成24年 海防法改正の内容（関係部分のみ）

別添1 参考

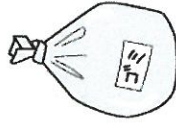
<MARPOL条約附属書V>（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）

- ・船舶からの廃物による海洋環境の汚染防止のための規制強化



MEPC62(23.7)で改正案が採択
→ 平成25年1月発効予定

条約改正事項



船舶発生廃棄物の海洋投棄の基準の改正

条約改正内容

○日常活動系廃棄物の排出
現行：
廃プラスチック類は排出禁止
平成25年1月1日以降：
食物くず以外排出禁止

海防法改正内容

- ・法第10条第2項第2号（船舶からの排出）
- ・法第18条第2項第2号（海洋施設からの排出）

排出できないものを政令委任しているところ、排出できるものを政令委任するように法改正

※ 本資料は、現在準備中の案に基づき作成したものであり、今後変更される可能性もあります。

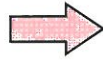
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令等の一部を改正する政令案

別添2(参考1)

背景

＜マルポール条約附属書V＞(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)

- ・船舶の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準の改正
- ・船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準の改正



MEPC62(H23. 7)で改正案が採択
→平成25年1月1日発効

概要

【一般則】 廃棄物は原則排出禁止(法第10条第1項)

法: 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
令: 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令



特別海域: パルティック海、北海、南極、ガルフ海、地中海、拡大カリブ海
一般海域: 特別海域を除く海域

特例1 <日常生活ゴミ関連: 食物くず以外排出禁止>(法第10条第2項第2号、令第4条)

廃棄物	改正前		改正後	
	一般海域	特別海域	一般海域	特別海域
食物くず	粉碎して排出する場合 →3海里以遠 そのまま排出する場合 →12海里以遠	粉碎して排出する場合 →3海里以遠 (拡大カリブ海域に限る) そのまま排出する場合 →12海里以遠	航行中に粉碎して排出する場合 →3海里以遠 航行中に排出する場合 →12海里以遠	航行中に粉碎して排出する場合(南極海域において鳥類の排出に限っては不活化処理も行うこと) →12海里以遠
その他の廃棄物 (プラスチック類を除く)	粉碎して排出する場合 →3海里以遠 そのまま排出する場合 →12海里以遠	(排出禁止)	(排出禁止)	

特例2 <通常活動ゴミ関連: 貨物残渣、動物性のもの、汚水を対象とした基準改正>(法第10条第2項第3号、令第4条の2)

廃棄物	改正前		改正後	
	一般海域	特別海域	一般海域	特別海域
焼却灰及び無機性のもの	比重1.2以上、かつ、粉末でない状態で排出する場合→50海里以遠	(排出禁止)		
動植物性のもの	(動物性のもの)→12海里以遠 (植物性のもの)航行中に排出する場合→50海里以遠	(排出禁止)		
貨物残さ(国土交通省令で定める物質 ^{注1} を含むものを除く)			航行中に排出する場合 →12海里以遠	航行中に排出する場合 →12海里以遠 (洗浄水中に含まれる貨物残さに限る)
汚水(国土交通省令で定める物質 ^{注2} 及びその水質が国土交通省令で定める基準 ^{注3} に適合しないものを除く)			→すべての海域	(洗浄水) →すべての海域
			(その他汚水)→すべての海域	

注1: 日本工業規格Z7252に規定する水生環境有害性(GHS基準)に該当する物質、廃プラスチック類及びゴム類

注2: 日本工業規格Z7252に規定する発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性(GHS基準)に該当する物質並びに海洋汚染物質^{注4}

注3: 「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」に定める基準

注4: 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」中、肩文字に「P」が付されている物質及び環境有害物質の判定基準に該当する物質

※ 本資料は、現在準備中の案に基づき作成したものであり、今後変更される可能性もあります。

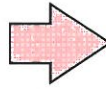
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案

別添2(参考2)

背景

<マルポール条約附属書V>(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)

- ・船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準の改正
- ・船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置く対象船舶の見直し
- ・廃棄物記録簿及び航海日誌への記載要件の追加



MEPC62(H23. 7)で改正案が採択

→平成25年1月1日発効

概要

<通常活動に伴い生ずる廃棄物関連:貨物残さ、汚水を対象とした新規基準>

【政令における新規規定内容(予定)】

「**貨物残さ** (国土交通省令で定める物質を除く)」及び「**汚水** (国土交通省令で定める物質及びその水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く)」に係る新規規定が追加される予定



【政令の規定を受けた省令における規定内容(予定)】

(貨物残さ)国土交通省令で定める物質: 日本工業規格Z7252^{注1}に規定する水生環境有害性に該当する物質、**廃プラスチック類及びゴム類**

(汚水)国土交通省令で定める物質: 日本工業規格Z7252に規定する発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性に該当する物質並びに**海洋汚染物質**^{注2}

日本工業規格Z7252に規定する内容の一部

水生環境有害性	} 短期有害性	→ 例:試験液1Lにつき試験物質1mgを含んだ液で、魚類を96時間飼育したときにその死亡率が50%以上のもの、ミジンコを48時間飼育したときにその遊泳阻害率が50%以上のもの又は藻類を72時間飼育したときにその生長阻害率が50%以上のもの
		→ 例:ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質
発がん性 変異原性 生殖毒性	} 長期有害性	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている又は誘発すると見なされるべき物質
		ヒトに対して生殖毒性があることが知られている又は生殖毒性があると考えられる物質

注1:日本工業規格Z7252とはGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム:国連勧告)の基準に基づく化学物質等の分類方法

注2:「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」中、肩文字に「P」が付されている物質及び環境有害物質の判定基準に該当する物質

その他所要改正(予定)

船舶発生廃棄物汚染防止規程(ゴミの捨て方に関するマニュアル)を備え置かなければならない

対象船舶



改正前	改正後
総トン数400トン以上の船舶	総トン数100トン以上の船舶

ゴミがやむを得ず海洋に流出した場合には廃棄物記録簿に記録しなければならない

対象船舶及び記載項目



改正前	改正後
・国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶 ・日時、場所、ゴミの種類、量	・国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶(400トン未満の船舶については航海日誌に記載) ・日時、場所、ゴミの種類、量、流出を防止するために講じた措置